○国土交通省告示第七百十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年七月八日

国土交通大臣　金子　一義

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十四年一月二十三日から平成二十七年三月三十一日まで

三　施行地区　兵庫県尼崎市潮江一丁目、潮江四丁目、潮江五丁目、久々知西町一丁目、西長洲字法師及び尾浜町三丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　阪神間都市計画事業あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業

五　事務所の所在地　兵庫県尼崎市長洲西通一丁目十四番二十号　独立行政法人都市再生機構尼崎都市整備事務所

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十四年一月二十三日

七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日

平成二十一年七月八日

○国土交通省告示第七百十一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十一年七月八日

国土交通大臣　金子　一義

一　新潟県竹沢地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十八年国土交通省告示第五百六十二号で指定した新潟県下之沢地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を昭和三十六年建設省告示第千六十五号及び平成十八年国土交通省告示第千四百四十六号で指定した新潟県油夫川地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱六号と七号を結んだ線、標柱七号と八号を平成十八年国土交通省告示第五百六十一号で指定した新潟県池谷地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱八号と九号を結んだ線、標柱九号と十号を平成十八年国土交通省告示第五百六十一号で指定した新潟県楢木地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱十号と十一号を芋川右岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱十一号から十三号までを順次結んだ線、標柱十三号と十四号を平成十八年国土交通省告示第五百六十一号で指定した新潟県小松倉前沢地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十四号を前沢川右岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

新潟県長岡市山古志

東竹沢

字ブナ坂　丙一三二三番五　一号
丙一一五四番　十二号
丙一三七六番　十三号
丙一三七八番二　十四号
字川向　甲四六九番一　二号
字東山　甲四四四番一　三号
字清水　乙二四八番　八号
字中子　乙七〇〇番　九号
丙四五八番二　十号
丙三一三番一　十一号

竹沢

字焼山外　甲七八五番　四号
字村ノ下　甲一二八三番六　五号
字向　乙四九六番五　六号
字外山　乙一一四四番三　七号

二　新潟県下十二平地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を芋川左岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱三号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を昭和四十六年農林省告示第千八百四号で指定した新潟県小芋川地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

新潟県魚沼市

竜光

字屏風岩　七六七番一三　一号
字小田　七六八番　二号
字大田　七八〇番　三号
七八九番五二　四号
字貝ノ沢　八二九番一一　五号

○国土交通省告示第七百十二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十一年七月八日

国土交通大臣　金子　一義

一　新潟県十二平地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を大下川右岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱四号と五号を宇賀地川左岸官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と五号を平成十八年国土交通省告示第五百六十一号で指定した新潟県十二平地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

新潟県小千谷市

大字塩谷

字十二ノ沢　一六〇八番　一号
一六〇七番一　二号
一六〇七番二四　三号
一五七八番二　四号
一七一二番一　五号

二　新潟県小松倉前沢地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成十八年国土交通省告示第五百六十一号で指定した新潟県小松倉前沢地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

○関東地方整備局告示第二百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月八日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県東筑摩郡生坂村七六五二番四地先から同村七六六一番四まで	前	一九・一五～二一・九八メートル	〇・〇四二キロメートル
	後	二〇・四〇～三二・四六メートル	〇・〇四二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月八日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十九号　長野県東筑摩郡生坂村七六五二番四地先から同村七六六一番四まで　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月八日